

12月末まで配布。お買い物は市内加盟店で

「そうさ歳末ジャンボ宝くじ」の配布開始

当たり本数は合計3万3000本超。特等は30万円分、1等は10万円分の匝瑳共通商品券が当たるチャンスをお見逃しなく。



匝瑳市商業活性化実行委員会では、「そうさ歳末ジャンボ宝くじ」を発行して、歳末大売り出しを行います。

12月1日(日)から31日(火)までの間、大売り出しのチラシ

賞品内容

特等	共通商品券 → 300,000円分(5本)
特等組違い	同 → 10,000円分(10本)
1等	同 → 100,000円分(5本)
2等	同 → 10,000円分(30本)
3等	同 → 3,000円分(300本)
4等	同 → 1,000円分(3,000本)
5等	実用商品など(30,000本)

特等30万分の共通商品券が当たる

を掲示した市内のお店(加盟店)で買い物をすると、10000円のお買い上げに付き、宝くじ1枚がプレゼントされます。

宝くじの配布期間

12月1日(日)～31日(火)

抽せん会の開催

日時：1月12日(日) 14時～

場所：市民ふれあいセンター

賞品の引き換え

引換期間：1月17日(金)～21日(火)の5日間

引換場所：匝瑳市商工会館(9時～17時に受け付け。土・日曜日も実施)

※賞品引換期間を過ぎた宝くじは無効です。

匝瑳市商工会 ☎72・25228



昨年度コンクール 金賞受賞作品

「悠久の飯高寺」

■テーマ 市内の四季折々の風景、まつり、地域の伝統行事、伝統文化を受け継ぐ人々などを写した写真で、匝瑳市の魅力を伝え、観光宣伝に効果のあるもの。

■応募規定 写真サイズは四切り(ワイド四切りも可)またはA4判で、応募点数は1人3点以内。平成31年2月1日から令和2年1月31日までの間に撮影した未発表の自作品に限りです。

■応募方法 必要事項を記入した所定の「応募票」を作品裏面に貼り付けて、1月31日(金)までに右記まで提出してください。郵送の場合は31日必着です。



「匝瑳市フォトコンクール」

“匝瑳の魅力”伝える写真をお寄せください

「第15回匝瑳市フォトコンクール」を開催し、匝瑳市の魅力を題材にした写真を募集しています。入賞作品は、広く観光のために活用させていただきます。どしどしご応募ください。

締め切り

1月31日必着

■応募先 市観光協会事務局「フォトコンクール」係 (〒289-2198匝瑳市八日市場ハ793番地2 市役所産業振興課内) ※応募票は同係(市役所3階)で配布。市ホームページからも取得できます。



匝瑳市観光協会事務局(産業振興課内) ☎73-0089

台風被害による生活再建へ

被災者支援制度が利用できます

台風15号などの影響により住宅などに大きな被害を受けた人は、支援金の給付や資金の貸し付けといった生活支援制度が利用できます。

各制度の対象となるための要件や申請に必要な書類などの詳細は、福祉課(市役所1階)までお問い合わせください。

被災者生活再建支援制度

自然災害により、住んでいる住宅が全壊した世帯や、半壊の被害であってもそのままにしておくと非常に危険または修理するにはあまりにも高い費用が掛

かるために住宅を解体した世帯などに対して、支援金が支給されます。

被災者生活再建支援法に基づく制度です。

◆支援金の種類と申請期間

▽基礎支援金 住宅の被害程度(全壊や大規模半壊など)に応じて支給される支援金です。

申請期間：災害のあった日から13か月の間

▽加算支援金 住宅の再建方法(建設・購入や補修など)に応じて支給される支援金です。

申請期間：災害のあった日から37か月の間

災害援護資金の貸し付け

住家や家財などに相当の被害を受けた世帯に対し、生活立て直しのための資金貸し付けが受けられます(所得が一定の額を超える場合は、受けられません)。

千葉県市町村総合事務組合が行う被災者向けの貸し付け制度です。

◆申請期間

台風15号の被害の場合：12月27日(金)まで

台風19号の被害の場合：1月31日(金)まで

10月25日大雨の被害の場合：1月31日(金)まで

問福祉課社会福祉班

☎73・0096

所得税・復興特別所得税の雑損控除に関する説明会

被災者向けに制度概要を解説

台風15号などの災害により被害を受けた人を対象に、千葉県税理士会銚子支部と銚子税務署による所得税および復興特別所得税の「雑損控除」に関する説明会を開催します。

参加は無料で、事前申し込みは不要です。

▽匝瑳市対象説明会

日時：12月13日(金) ①10時～11時30分 ②13時～14時30分 ③11時30分～13時

④とも同内容。都合の良い時間帯にお越しください

場所：市民ふれあいセンター

※都合が悪い場合は、同月12日(木)開催の旭市対象説明会(会場は旭市飯岡保健センター。時間は共通)に参加できます。

「雑損控除額の算定」を目的

控除額算定のための相談会

※都合が悪い場合は、同月12日(木)開催の旭市対象説明会(会場は旭市飯岡保健センター。時間は共通)に参加できます。

問銚子税務署個人課税第1部門

☎0479・22・1571

被災住宅の修繕に

支援相談を受け付けます



台風15号などで被災し、罹災証明の罹災程度が「半壊に至らない」と判定を受けた住宅の修繕に対する支援制度の相談・受け付けを行っています。

制度の対象となるのは、屋根や壁などの修繕工事で、20万円以上の費用が掛かるものです(居住していない家屋は対象外)。

◆日時

12月8日(日)までの各日9時～16時

◆場所

市民ふれあいセンター第1会議室(土・日曜日は市役所ロビー)、野栄総合支所

必要なもの
①被害の分かる写真 ②罹災証明書 ③修繕工事の見積書(すでに取得している人) ④印鑑を当日お持ちください。建物図面などがあれば併せてお持ちください。

※9日(月)以降は、都市整備課(市役所3階)で相談・受け付けを行います。

問都市整備課管理班

☎73・0091

台風15号・19号による

農業用ハウスの廃プラ回収

台風15号・19号で被災した農業用ハウスの被覆材(廃ビニール、廃ポリ、破損ガラス)の回収を行います。

分別して15kg程度にこん包の上、搬入時には罹災証明書または被災証明書を

お持ちください。
日時…12月2日(月)・3日(火)の両日9～12時、13時～16時 場所…JAちばみどり旧飯高支店 料金…無料

※搬入希望者は、事前に下記へ予約してください。

問産業振興課農政班 ☎73-0089

《雑損控除とは》災害や盗難などにより、納税者またはその納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する、生活に通常必要な住宅や家具などの資産に損害を受けた場合に受けることができる所得控除です。なお、事業用の資産や生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象外です。

問銚子税務署個人課税第1部門 ☎0479・22・1571